

○指定取消し等事業者一覧

令和5年 12月1日 (指定取消)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・新規指定申請時において、当該事業者は市が条例で定める基準を満たさないにもかかわらず、虚偽の書類を提出し不正の手段により指定を受け、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。 虚偽報告 (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号) ・法第21条の5の22第1項に基づく監査において、常勤の管理者兼児童発達支援管理責任者が実際には勤務していない日に勤務したように装うため、当該職員が勤務していない日に勤務したとする虚偽の勤務実績表を作成し、本市職員に虚偽の報告を行った。 不正の手段による指定 (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) 新規指定申請時において、人員配置基準を満たしているように装うため、実際に常勤として勤務することができない管理者兼児童発達支援管理責任者を勤務予定者として本市に提出することで不正の手段により指定を受けた。また、事業開始後も人員基準違反の状態が継続していた。
令和6年 5月1日 (全部効力 停止)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	人格尊重義務違反(児童福祉法第21条の5の24第1項第2号) 管理者不在時に直接支援員である保育士1名が児童3名に対し身体的虐待及び心理的虐待を行ったと認められた。虐待時、他の複数の従業者は目前で行われている暴力行為を制止することなく、黙認している状況であり、組織として対応を行わなかった。また、以前から当該保育士が行き過ぎた指導を行っていることを把握していたにも関わらず、管理者を適切な時間数配置せず、虐待防止のために必要な対応を行っていなかった。 不正請求(児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ①専従かつ常勤が要件とされている児童発達支援管理責任者について、児童発達支援管理責任者を同一建物内の介護保険事業所で勤務させ、当該事業所に常勤で配置していないにも関わらず、人員欠如減算を適用せず障害児通所給付費を不正に請求し受領した。 ②児童発達支援管理責任者以外の職員により個別支援計画が作成されているにも関わらず、計画作成者として児童発達支援管理責任者の氏名を記載し、個別支援計画未作成減算を適用せず障害児通所給付費を不正に請求し受領した。 ③児童指導員等加配加算について、算定に必要な人員を配置していないにも関わらず、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。 ④福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰについて、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童福祉法に基づく指定通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、それぞれの単位数を所定単位数に加算するところ、単位数を不正に算定した状態で当該加算を請求し受領した。

			虚偽の報告・届け出（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号） 法第21条の5の22第1項に基づく監査において、実際には常勤として勤務していない管理者兼児童発達支援管理責任者が常勤として勤務したように装うため、当該職員に実際に支給されている金額とは異なる虚偽の給与明細を作成し、本市職員に虚偽の報告を行った。
令和6年 7月16日 (指定取消)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号） 児童発達管理責任者が常勤で勤務していないにもかかわらず、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。 虚偽の報告（児童福祉法第21条の5の24第1項第7号） 法第21条の5の22第1項に基づく監査において、常勤の児童発達管理責任者が実際には勤務していない日に勤務していたように装うため、当該職員が勤務していない日に勤務したとする虚偽の勤務実績表を作成し、虚偽の報告を行った。
令和7年 3月26日 (全部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号） 管理者は、令和6年4月から令和7年1月において、「強度行動障害児支援加算」の支援計画シートの作成ができておらず、加算要件を満たしていないことを認識しながら、当該加算を不正に請求し受領した。
令和7年5 月30日 (指定取消)	高槻市	放課後等 デイサー ビス	(1) 不正または著しく不当な行為（法第21条の5の24第1項第11号に該当） ① 事業者は、事業所に実際には配置していない者を児童発達管理責任者（以下、「児発管」という。）とする虚偽の届出を市に行った。 ② 事業者は、児発管が不在であったことを隠すため、保護者の印章または署名を含む重要事項説明書及び個別支援計画書を偽造し、運営指導及び監査で提出した。 (2) 虚偽報告（法第21条の5の24第1項第7号に該当） ① 事業者は、児発管が不在であったことを隠すため、令和6年1月から同年12月までの期間における出勤簿、勤務表及び業務日報を偽造し、監査で提出した。 ② 事業者は、児童指導員1名が不在であったことを隠すため、令和5年4月から令和6年3月までの出勤簿、勤務表及び業務日報を偽造し、監査で提出した。 ③ 事業者は、事業所に配置する児童指導員が運転手を兼務していることを隠すため、指定日から令和7年2月まで期間における送迎記録を偽造し、監査で提出した。 (3) 障がい児通所給付費の請求に関する不正（法第21条の5の24第1項第6号に該当） ① 事業所は、令和5年4月から令和6年12月までの間、恒常的に人員配置基準を満たさないにもかかわらず、人員欠如減算を算定せずに、障がい児通所給付費の請求を行い、受領した。 ② 事業者は、児発管が配置されていない間も、児発管欠如減算及び個別支援計画未作成減算を適用せずに、障がい児通所給付費の請求を行い、受領した。 ③ 事業者は、事業所に介護福祉士資格を有する児童指導員を配置しているかのように偽り、福祉専門職配置等加算Ⅰを加算して、障がい児通所給付費の請求を行い受領した。

			<u>(4) 運営基準違反</u> (法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号に該当) 事業者は、事業所の全従業員について、雇用契約書又は就業規則等により勤務体制を定めていない。
令和7年7月14日 (指定取消)	大阪府	児童発達支援・放課後等デイサービス	<u>・不正の手段による指定</u> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 9 号) 法人代表兼管理者兼児童発達支援管理責任者は、居宅介護支援において常勤の介護支援専門員として勤務していたが、自身を管理者兼児童発達支援管理責任者として障害児通所支援事業を申請することが、不正であることを認識せず、指定を受けた。